

県北地域感染症対策連絡会議設置要領

(目的)

第1条 県北地域（栃木県保健医療計画に定める県北保健医療圏、以下同じ。）において関係機関等との連携のもと、栃木県感染症予防計画（令和6年3月改正）に定める必要な対策を検討し体制の充実及び強化を図るため、「県北地域感染症対策連絡会議」（以下、「連絡会議」という。）を設置する。

(任務)

第2条 連絡会議の任務は、次のとおりとする。

(1) 平常時

- (ア) 感染症の発生の予防及びまん延の防止を図る体制の整備
- (イ) 速やかにかつ継続して必要な医療支援等を提供できる体制の整備及び確認
- (ウ) 迅速かつ適確に対応できる健康危機管理体制の整備及び確認
- (エ) (ア)～(ウ)に係る訓練及び研修会等の計画及び実施

(2) 新興感染症等の感染拡大時*

- (ア) 迅速な感染症関連情報の共有及び連携
- (イ) 医療措置協定に基づく医療提供体制の運用
- (ウ) その他、感染症等健康危機管理に必要な事項に関すること

(組織)

第3条 連絡会議は、感染症に対する地域全体の体制に係る方針決定を目的とする構成員の代表者による会議（以下、「代表者会議」という。）と実際に感染症対策に携わる実務担当者による会議（以下、「実務者会議」という。）により構成する。

2 連絡会議の構成員は、別表に掲げる関係機関から参考する。

3 連絡会議に議長を置き、栃木県県北健康福祉センター所長（栃木県県北保健所長）を充てる。

(会議)

第4条 連絡会議は、議長が、代表者会議、もしくは実務者会議、またはその両方を招集して開催する。議長は、協議する内容に応じて実務者会議の参考範囲を決定する。

2 関係機関からの要請があり、議長が必要と認めたときは開催することができる。

3 議長は事態の状況に応じ、連絡会議構成員以外の者の参加を求めることができる。

(庶務)

第5条 連絡会議の庶務は、栃木県県北健康福祉センター健康対策課において行う。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

*国民の生命・健康に重大な影響を与えるおそれのある感染症（感染症法上の新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症など）の全国的なまん延等であって、医療提供体制に重大な影響が及ぶ事態。

附 則

この要領は令和6年6月28日から施行する。